

業務区分	昆虫等の防除	蚊の防除	ネズミの防除
実施場所及び調査回数	1 昆虫等の発生しやすい場所（厨房、倉庫、ゴミ置き場、水回り等） 月1回以上 2 上記以外のすべての場所 年2回以上	1 湧水槽（本館5か所・150 m ³ 、福利厚生棟2か所・28 m ³ ） 2 汚水槽（本館4か所・57 m ³ 、福利厚生棟1か所13 m ³ ） 3 雨水槽（本館4か所・250 m ³ ） 4 雑用水槽等（本館1か所・10 m ³ ）	1 ネズミの発生しやすい場所（厨房、倉庫、ゴミ置き場、水回り等） 月1回以上 2 上記以外のすべての場所 年2回以上
調査方法	1 粘着シート等による捕獲調査（1週間程度） （本館37か所以上、福利厚生棟8か所以上） 2 聞き取り調査 3 目視による痕跡調査	1 粘着シート等による捕獲調査（1週間程度） 2 聞き取り調査 3 目視による調査	1 粘着シート等による捕獲調査（1週間程度） 2 殺そ剤による喫食調査 3 聞き取り調査 4 目視による痕跡調査（ラットサイン、足跡）
防除方法その他	1 生息調査の結果により、昆虫等の発生が認められた場合は、病院職員と協議のうえ、必要な措置（ベイト剤塗布、エアゾール噴霧等）を講ずること 2 年2回以上殺虫剤を散布するものとする。ただし、生息調査結果等から病院が薬剤散布不要と指示した場所については、薬剤散布場所から除外するものとする。 また、昆虫等の発生、生息調査結果等から病院が臨時の防除が必要と指示した場合は、必要な防除措置を講ずること	1 基本的には生息調査又は前年の作業実績等により防除措置を講ずることとするが、最低薬剤投入回数は以下のとおりとする。 2 IGR剤 毎月1回以上 3 蒸散殺虫プレート 4月、6月、8月、10月の月1回以上	1 生息調査の結果により、ネズミの発生が認められた場合は、病院職員と協議のうえ、毒餌及び粘着シート並びに防そ工事（パテ埋め等）の措置を講ずること 2 ネズミの発生、生息調査結果等から病院が臨時の防除が必要と指示した場合は、必要な防除措置を講ずること
使用薬剤（同等以上）	1 マイクロカプセル剤系の薬剤（70アフル剤系の薬剤） 2 ペルメトリン水性乳剤 3 ベイト剤 ※ 薬機法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。使用した場合は、使用量を報告すること。	1 蒸散殺虫プレート 2 IGR剤（昆虫成長制御剤） 3 ペルメトリン水性乳剤	1 クマリン系殺鼠剤 2 ワルファリン殺鼠剤 3 ノルボルマイド殺鼠剤 4 粘着シート（無毒餌を含む）